別記様式第二号

広委〇〇〇

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（1）〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（2）大きさは１２センチメートル大以上、太さは２．４センチメートル以上、間隔は３．２センチメートル以上とする。

（3）文字及び数字は黒色とする。

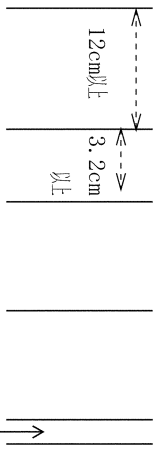
（4）船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

（記載例１）

広委１００２

（記載例２）

広　委
１００２



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、とらふぐを目的とした操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。	浮縄	平成三十年五月一日から十二月九日まで及び平成三十一年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	平成三十年五月一日から八月三十一日まで及び平成三十一年四月一日から四月三十日まで
B海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。	浮縄	平成三十年五月一日から十一月三十日まで及び平成三十一年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	平成三十年五月一日から八月三十一日まで及び平成三十一年四月一日から四月三十日まで
C海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、D海域及びE海域を除く。	浮縄	平成三十年五月一日から九月三十日まで及び平成三十一年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	平成三十年五月一日から九月三十日まで及び平成三十一年四月一日から四月三十日まで
D海域 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮縄	平成三十年五月一日から十月三十一日まで及び平成三十一年四月一日から四月三十日まで
	底縄	平成三十年五月一日から十月三十一日まで及び平成三十一年四月一日から四月三十日まで